

平成27年度

市長への手紙・メール

平成27年度も、市民の皆さまから、たくさんの貴重なご意見やご提案をいただきました。

その一部について、内容を抜粋してご紹介いたします。

【質問】

紙おむつを使う高齢者と赤ちゃんと一緒に生活しています。指定ごみ袋が、紙オムツだけでいっぱいになってしまいます。介護や育児用のゴミに対する取り組みをお願いします。

本市には、介護が必要な方や乳児が使う紙おむつの購入助成制度があります。

- ① 在宅で65歳以上の、寝たきり状態（要介護度4以上）の方や、認知症の状態が重い方で、常時オムツを使用している方
 - ② 介護手当の対象となる身体障がい者（児）や知的障がい者（児）で、障がいに起因することにより常時オムツを使用している方に、紙オムツ購入費用の一部を助成しています。
- 申請のあった月から、市の独自

【質問】（静岡県から）静岡市の城北公園にあったSL、D51が真岡に移設されました。子どもの頃、触ったり運転席に座って運転士の気分になったりと、思い出のたくさん詰まったSLを託します。よろしくお願いします。

静岡市から譲り受けたD51は、昨年9月17日に、3日間かけて無事に真岡市に到着しました。

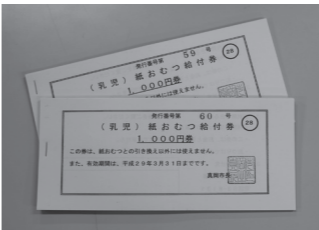
昨年11月に行われたSLフェスタでお披露目をして以来、さまざまなイベントを行っています。

真岡鐵道本線を走るC11形とC12形、圧縮空気を動力源として構内を走る9600形に、今回譲り受けたD51形を加えた4台のSL、そしてSLの形を模した真岡駅舎とキューロク館を、「SLの走るまち もおか」の観光資源として活用していきたいと考えています。

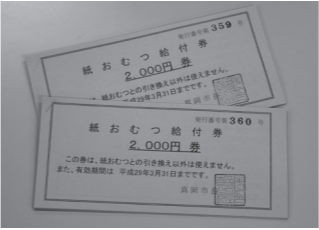
整備され、きれいにのみがえった真岡のD51に、ぜひ会いに来てください。



▶ SLフェスタでお披露目



▶ 乳児紙おむつ購入助成券



▶ ねたきり高齢者等紙おむつ給付券

の給付券を月1枚の割で、年12枚を限度に交付しています。市と協定した店で、1枚で2千円の割引が受けられます。乳児の紙オムツは、昨年4月から、1歳児未満の乳児の保護者に対し、乳児1人につき月額2千円、年額2万4千円を限度に紙オムツ購入助成券を交付しています。紙オムツ購入に関する助成制度は、ごみ袋代など紙オムツを処分するための費用補助を含めた支援制度です。

平成28年4月1日

障害者差別解消法が

施行されました

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に制定され、平成28年4月1日に施行されました。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに「その人らしさ」を尊重し、認め合いながら、暮らし、勉強し、働ける社会の実現を目指しています。

これは、障害者基本法に定められた障がいのある人全てが対象となっており、身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む）のある方その他、心や体の動きに障がいがある人で、障害者手帳の交付を受けていない人であっても、日常生活や社会生活において不当な制限を受けている人全てが、不当な差別から解消されるべき対象となる法律です。



障害者差別解消法が求めるもの

この法律は、障がい者を優遇したり、新しい権利を作ったりするものではありません。憲法や人権条約で保障されている権利を、障がい者にも同じように保障するためのものです。

この法律は、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、全ての国民が「合理的配慮の提供」をすることを求めています。

◆ 不当な差別的取扱いの禁止 ◆ 国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、

障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由に差別することを禁止しています。

また、正当な理由があると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

【不当な取扱いの例】

- ・ 受付の対応を拒否する
- ・ 本人を無視して、介助者や支援者付き添いの人だけに話しかける
- ・ 学校の受験や入学を拒否する
- ・ 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない など

◆ 合理的配慮の提供 ◆

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの配慮や支援を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。事業者に対しては、対応に努めることを求めています。配慮や支援をするにあたり、重すぎる負担がある時は、理由を説明し、別の方法を提案することも含めて、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

【合理的配慮の例】

- ・ 車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをする
- ・ 映像資料に、手話や字幕をつける
- ・ 障がいのある人の、障がい特性に

応じた手段で対応する（筆談や読み上げ） など

法律が施行されて

障害者差別解消法が施行されたことで、障がいを理由とした不当な差別的な取り扱い、行政機関だけでなく民間事業者でも禁止されます。

また、障がいのある人への合理的な配慮については、行政機関には法的な義務が生じ、民間事業者には努力する義務が生じます。障がいを理由とする差別は、社会全体で取り組むべき課題です。一人一人がこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会を作っていきましょう。



【問い合わせ】

社会福祉課 障害者福祉係
☎ 833・8129 FAX 833・8554

皆さまのご意見をお聴かせください

皆さまからいただいたご意見やご提案は、可能な限り市政に反映させていきたいと考えております。ご意見やご提案に対し、お返事をお送りするために、氏名・住所・電話番号（メールアドレス）の記入をお願いします。

なお、特定の個人や団体を批難するものや不当要求の内容を含むもの、営利・営業を目的とするもの、内容の主旨が不明確なものなどについては、回答いたしかねますのでご了承ください。
市長への手紙 ポスト設置場所…市役所本庁舎西側1階、二宮支所、市公民館、市公民館各分館、生涯学習館、二宮尊徳資料館、二宮体育館

市長へのメール 市ホームページから…【<http://www.city.moka.tochigi.jp/11,0,54,292.html>】

【問い合わせ】秘書課広報広聴係 ☎ 83・8100 FAX 83・5896